



都市計画法第53条にかかる許可申請

都市計画決定された道路・公園などの都市計画施設の区域または市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をする場合には、都市計画法第53条の許可が必要となります。なお、都市計画決定された道路・公園などの区域については、市役所都市整備課の窓口までお問い合わせください。

◆ 都市計画法第53条の趣旨

都市計画法第53条の規定による建築物の建築の制限は、都市計画として決定されている計画について、将来の事業の円滑な施行を確保するために行われるものです。

◆ 許可の基準

次にあげる要件に該当し、かつ、容易に移転・除去のできるもの。

- ・ 2階建以下で、地階(地下)がないもの。
- ・ 主要構造物が木造・鉄骨造・コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

◆ 申請に必要な書類

- ・ 許可申請書
- ・ 念書
- ・ 位置図
- ・ 配置図(縮尺500分の1以上のもの)
- ・ 2面以上の建物断面図(縮尺200分の1以上のもの)
- ・ 各階平面図(縮尺200分の1以上のもの)

(※各図面には、都市計画道路拡幅予定線の表示をお願いします。)

◆ 提出部数 … 1部

☆ 問い合わせ先 ☆

五泉市役所 都市整備課 都市計画係

TEL : 0250-43-3911(内線 347) FAX : 0250-41-0006

E-mail : tosei@city.gosen.lg.jp